

福岡県公報

平成十八年十月二十七日
第二千六百号
増刊 ①

目次

告 示 (第二千二百二十五号—第二千三百一十一号)

○ 収納代理金融機関の指定の一部改正 (出納事務局出納総務課) …………… 一

○ 騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一

○ 騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正 (環境保全課) …………… 一

○ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一

○ 振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一

○ 振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正 (環境保全課) …………… 一

○ 振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一

人事委員会

○ 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

告 示

福岡県告示第二千二百二十五号

収納代理金融機関の指定 (平成十五年一月福岡県告示第二十一号) の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成十八年十月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

一の表収納代理金融機関名の欄中「長崎銀行」を削る。

福岡県告示第二千二百二十六号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定 (昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十二号) の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

(「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所に備えて縦覧に供する。)

福岡県告示第二千二百二十七号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準 (昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号) の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

(「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所に備えて縦覧に供する。)

福岡県告示第二千二百二十八号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定 (昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号) の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

(「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所に備

え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第二千二百二十九号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第二千百三十号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十七号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第二千百三十一号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

人事委員会

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年十月二十七日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第三十九号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

第十六条第一項第四号ロ中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。